仮想商品の審査処理指針

本仮訳は、韓国特許庁が発表した「仮想商品の審査処理指針」(2022 年 7 月 13 日)を ジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

1. 仮想商品名称の認否

・包括名称の「仮想商品 (Virtual Goods)」自体を除いた①仮想商品+既存商品名称、②具体的な現実商品の仮想商品の名称を認める

仮想商品(Virtual Goods)と関連して①仮想商品+既存商品名称、②具体的な現実商品の 仮想商品の名称は、商品名称として認める。

区分 商品類 出願商品 名称の認否 補正の例示 ダウンロード可能な仮想商品 不認定 ダウンロード可能な仮想衣類 1 ①仮想商品が記録されている仮想世界の コンピュータープログラム 仮想商品が記録されている 2 9 不認定 コンピュータープログラム ②仮想商品が記録されている仮想世界の ゲーム用コンピュータープログラム

認定

【例示】

2. 仮想商品の分類

9

3

|1| 仮想商品の単一商品類の分類

仮想商品は、(9類) ダウンロード可能なイメージファイルとは属性等が異なり、国際的にも 9類に出願登録しているため、9類に分類する。

|2| 仮想商品の細部商品別類似群コードの新設

仮想衣類

仮想商品が単一類似群コードで付与される場合、少数の出願人によって商標が先取りされ 現実商品の商標権者の商標選択の範囲が狭まる恐れがあるため、仮想商品を分離し仮想商 品だけの別途の類似群コードを新設して分類(※)

※仮想商品を G5207XX とし、卸・小売業と類似の細部商品別類似群を付与

→ (例) 履物: G270101、仮想履物: G520727

【例示】

区分	商品類	出願商品	名称の認否	類似群コード	
1	9	仮想衣類/仮想帽子/ 仮想履物	不認定(分離補正)	①仮想衣類(G5207 <u>43</u> 、G5207 <u>45</u>) ②仮想帽子(G5207 <u>45</u>) ③仮想履物(G5207 <u>27</u>)	
2	9	仮想製品、すなわちオンライ ン仮想世界で使用する履物	認定	G5207 <u>27</u>	
3	9	ダウンロード可能な 仮想衣類	認定	G5207 <u>43</u> 、G5207 <u>45</u>	
4	35	ダウンロード可能な仮想衣類 のオンライン小売業	認定	S20 <u>52</u>	
5	35	仮想衣類及び仮想履物の 小売業	不認定 (分離補正)	①仮想衣類小売業(S20 <u>52</u>) ②仮想履物小売業(S20 <u>52</u>)	

ただし、「仮想商品」と従来の商品名称が組み合わせられた場合、従前の商品名称に従って商品を分類(※)

※組み合わせられた商品が「ソフトウェア」の場合、用途別に区分し、従前の商品分類(類 似商品の審査基準 § 11②)のように類否を判断

【例示】

区分	商品類	出願商品	名称の認否	類似群コード	備考
		仮想衣類が記録されてい			
1	9	る仮想世界ゲーム用のコ	認定	G390802	ゲームソフトウェア
		ンピュータープログラム			
		仮想商品が記録されてい			
2	9	る仮想世界のコンピュー	認定	G390802	応用ソフトウェア
		タープログラム			

非類似

	9 類、G390802
※ 例示	仮想商品が記録されている仮想
**************************************	世界ゲーム用のコンピューター
	プログラム

9類、G390802

仮想商品が記録されている仮想世 界のコンピュータープログラム

[仮想環境 (メタバース) を利用したサービスの提供]

※メタバース等の仮想環境を利用したサービスの提供は、オンライン又はインターネット と類似するように仮想環境を手段とする従前のサービスの提供形態であるため、サービス の提供目的に応じて商品を分類

【例示】

区分	商品類	出願商品	類似群コード	備考
1	35	メタバースを利用した家具販売代理業	S2026	家具販売代理業
				(35 S2026)
2	35	メタバースでの広告代理業	S0101	広告代理業
				(35 S0101)
3	41	メタバースを利用した音楽公演業	S110101	音楽公演業
				(41 S110101)

3 仮想商品の類否判断

- ・非類似な仮想商品であるが、類似群コードは同一の場合、卸・小売業の商品類否判断基準 を進用
- ・仮想商品と現実商品間には非類似を判断

① 仮想商品間の類否判断

仮想商品は使用実態上、一部類似の属性を持つが、需要者の商品出所の認識は現実商品に従 うため、それに対する属性を反映して現実で非類似の仮想商品間は非類似で推定し、商品に よって類似群コードが同一であっても商品の特性に応じて個別的に判断

I. 類似群コード相違





現実商品:衣類 G430301、G450101、 G450102、G4502、G4503、G450401、 G4513

II. 類似群コード同一







② 仮想商品と現実商品間の類否判断

仮想商品は現実商品の名称と主要外観等の一部を含んでいるが、使用実態が一致しないため、審決・判決例の形成前まで非類似を推定



※周知・著名な商標等は、仮想商品と現実商品間の出所の誤認・混同が発生する恐れがある場合、第34条第1項第11号(混同の可能性)及び第12号(需要者欺瞞)を適用